

## 自然災害により屋根などが損傷 修繕工事、慎重に検討を

台風や大雨による被害が心配される季節となりました。それに伴い、台風などの自然災害により損傷した屋根瓦や雨どいなどの修繕工事に関するトラブルのご相談も増えてきます。内容は「高額な工事代金を請求された」「ずさんな工事内容だった」などのほか、近年では、保険金を利用した修繕に関するトラブル相談も目立ちます。

▼台風で破損した屋根の修繕工事を業者に依頼した。工事後、念のため自分で屋根に上って確認したところ、瓦が浮いたまま隙間が目地材で埋められ、しっくいも剥がれていた。業者にやり直しを求めているが一向に対応してくれない。  
(50代・男性)

▼台風で外壁と屋根が破損し、訪問してきた業者に慌てて修繕を依頼した。業者から240万円の見積もりが出され、加入している保険で全額賄えると言われた。100万円先払いして保険金は240万円給付されたが、見積もり内容の工事が行われておらず、見積もり金額も、知り合いの工務店に見せたら高額過ぎると言われた。残金を支払いたくない。(60代・男性)

▼台風で物置と雨どいが破損し、業者に見積もりを依頼した。業者から保険会社に物置の取り換え、雨どいの交換工事の申請が出され、見積もり通りの保険金が給付された。物置は取り換えたが、雨どいは住宅を新築したときの業者が無料で直してくれたため工事の解約を伝えたところ、保険金の45%の解約料を請求された。(40代・男性)

自然災害などで自宅が損傷した場合、修繕を急ぐあまり、一つの業者に言われるままの金額や工事内容で契約をしてしまいがちです。まずは必要最低限の応急工事に留め、本格的な修繕は複数の業者から見積もりを取り、慎重に検討をするようにしましょう。また工事内容、工事期間、金額などについて詳細に書かれた契約書面の内容を十分確認してから契約するようにしましょう。

保険の給付金を使って修繕をする場合は、修繕業者ではなく、まずは加入している保険会社にご自身で連絡して調査を依頼しましょう。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ

受付消費者ホットライン ☎(局番なし)188番(いやや!)

※☎(局番なし)188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。